

新潟市万代市民会館の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市万代市民会館条例（平成3年新潟市条例第5号）第3条の規定により市長が必要と認める場合の利用に関する必要事項を定め、市民活動を援助し、利用の促進を図ることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 会館を利用できる団体は、5人以上で構成する団体とする。

(利用許可申請書の受付開始日)

第3条 会館を利用できる団体の利用許可申請書の受付開始日は、次に掲げるとおりとする。

多目的ホール	利用開始日の9月前
多目的ホール以外	利用開始日の1月前

(利用の登録)

第4条 会館を利用できる団体で定期的に利用しようとする団体は、事前に団体登録申込書を市長に提出して利用の登録をするものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市万代市民会館（青年の家）の利用に関する要綱の廃止)

2 新潟市万代市民会館（青年の家）の利用に関する要綱は、廃止する。